



平成 21 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 東証一部)
問合せ先 常務取締役経営企画本部長
兼経理本部長 金澤 正晃
T E L 03-3987-8785

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 11 月 26 日開催予定の第 29 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除、条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成21年11月26日 (木曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成21年11月26日 (木曜日) |

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 後
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(基準日) 第8条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、<u>一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条 ┆ 第48条</p>	<p>(削除)</p> <p>(基準日) 第7条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、<u>臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第9条 ┆ 第47条</p>